

勢を介担す但し總會後に於て欠負を生じ又増負の必要を生じたりと
きは幹部会の決定に依り適宜選出することを得

第十七條 会計は總會に於て支部員中より選出し会計事務を掌す

第十八條 会計監査は支部員中より選出し支部会計を監督するものとす

第十九條 支部役員は任期は一年とす但し再選を妨げず

第六章 會計

第二十條 支部費は支部員の醵出に依るものとす但し幹部会の承認ありた
るときは寄附金の受納を妨げず寄附を受けたりときは寄附者の氏名
及金額等も明確にして總會に報告することを要す

第二十一條 支部の会計は定期總會に於て決算を發表し承認を受けることを
要す

第七章 罰則

第二十二條 党員として党規約第三十五條各條に該当するものと認めらるゝ
ものあるときは幹部会の決議を経て党本部に除名の申請を為すこと
を得

第二十三條 本規約は總會に於て三分の二以上の賛成を得るに非ざれば改
正することを得ず

關西民衆黨 綱領 主張 宣言 規約

◎ 綱領

- 一 吾等は國民生活を基礎としたる社会政策の徹底を期す
- 二 吾等は國体の精華を發揚すべし議會政治の根本的改造を期す
- 三 吾等は階級闘争を助長する諸制度の合理的改革を期す

◎ 主張

- 一 普通選挙制度の擴充
- 二 大選挙區比例代表制の實施
- 三 言論及集會の自由を抑壓する諸法規の改廢
- 四 財産並に不勞利得に對する高率累進税の賦課
- 五 生活必需品に對する消費税の改廢
- 六 團結團體協約権罷業権の確立
- 七 八時間労働制の實施
- 八 最低賃金制の確立
- 九 少年及婦人の夜間労働及危険作業の禁止
- 一〇 工場法其他労働者保護